

むつ市議会第243回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和2年3月13日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第1号 むつ市手話言語条例
 - 第3 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 第4 議案第3号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - 第5 議案第4号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 - 第6 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 第7 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
 - 第8 議案第7号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
 - 第9 議案第8号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
 - 第10 議案第9号 むつ市兎沢スキー場条例を廃止する条例
 - 第11 議案第10号 財産の取得について
(むつ市総合アリーナに設置する収納ステージ等を購入するためのもの)
 - 第12 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
 - 第13 議案第12号 新市まちづくり計画の変更について
 - 第14 議案第16号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
 - 第15 議案第17号 令和元年度むつ市水道事業会計補正予算
 - 第16 議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算
 - 第17 議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算
 - 第18 議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
 - 第19 議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算
 - 第20 議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
 - 第21 議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算
 - 第22 議案第24号 令和2年度むつ市水道事業会計予算
 - 第23 議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算
- 【議案質疑、討論、採決】
- 第24 議案第27号 令和元年度むつ市一般会計補正予算
- 【使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会からの申し出】
- 第25 議案第26号の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	花山	俊春	代 監 査 委 員	齊藤	秀久
総務部長	村田	尚	企 画 政 策 長	吉田	和久
財務部長	吉田	真	財 務 部 務 監 策 監	樋山	政之
民生部長	中里	敬	財 税 調 査 推 進 課	坂野	かづみ
福祉部長	瀬川	英之	民 生 部 民 生 推 進 課	佐藤	孝悦
子 ども み 部	須藤	勝広	健 づ く 部 長	佐藤	節雄
都 市 整 備 部 長	光野	義厚	経 済 部 長	小笠原	洋一
			都 整 建 技 推 進 課		
			市 部 設 監 策 監		

事務局職員出席者

事務局長 金 澤 寿々子
主 幹 葛 西 信 弘
主 査 井 田 周 作

総括主幹 青 山 論
主任主査 堂 崎 亜希子

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、3月5日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。議長の許可を得て、手話でご挨拶をさせていただきます

した。

3月5日の行政報告以降、市の新型コロナウイルス感染症対策本部等で決定した主な事項についてご報告申し上げます。

はじめに、マスクに対する市の基本的な認識について申し上げます。

マスクは、感染予防としての効果は限定的なものでありますが、感染した方がさらに感染を拡大させないためには一定の効果があるとされております。これは、世界保健機関（WHO）の見解でもあり、市としても採用するものであります。

したがって、医療機関を受診される方や多くの市民の皆様が集まる場所等での使用が効果的であり、自然災害用に備蓄しているマスクにつきましては、順次、今回の感染症対策として、重症化が懸念される皆様や感染拡大防止のために配布させていただきます。

まず、3月10日に実施されたむつ市内の高校入試受験生の感染予防対策として、緊急的に市内の県立高等学校に配布させていただきました。

また、市内在住で妊娠されている方（むつ市民の妊婦の方及び里帰り出産のためむつ市に在住の方が対象になります。）及び呼吸器、腎臓、免疫、肝臓機能に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちの方でマスクを希望する方に対しまして、本日3月13日から3月23日までの間、本庁舎では正面出入口の夜間受付窓口、分庁舎では市民生活課において、配布いたします。

これに合わせて、むつ市内防疫の観点から医療圏域内の下北4町村（大間町、東通村、風間浦村及び佐井村）に対しまして、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、妊娠されている方や呼吸器等の障がいをお持ちの方のため、必要数のマスクを提供したところであります。各町村においては、それぞれ該当される方に今後配布されるものと考えております。

下北の各町村の住民の皆様のうち、妊娠されている方や特定疾患をお持ちの方は、むつ総合病院やむつ市内の医療機関を受診することが多いため、これらの病院とそこに通う市民の皆様の感染防止のための措置であることをご理解賜りたいと存じます。

加えて、むつ総合病院においても、3月一杯でマスクの在庫がなくなるという状況を受け、備蓄マスクの中から、医療従事者等のマスクについて、再度、在庫状況を確認した上で、配布することといたしました。むつ総合病院においては、4月以降のマスクの発注も行うこととしておりますが、万が一にも入荷ができなかった場合に備えての措置であることを申し添えます。

今後、市内の高齢者の介護施設や障害者施設、幼稚園、保育所、小中学校等の現場につきましては、国が、マスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスク2,000万枚を一括して購入し、介護施設等へ緊急的に配布することが緊急対応策として発表されておりますが、こうした施設に対しましても、国からの配布があるまでの間、緊急的に業務継続に必要な場合のため一定数を確保し、臨時措置として届けられるよう準備を進めてまいります。

これらの措置に加え、身体障害者手帳は持っていないものの、免疫力が低下するご病気の方、例えば、抗がん剤治療を受けている方などへも現在配布方法を検討しており、今後準備ができ次第、実施してまいります。

最後にマスクの在庫状況についてお知らせいたします。総理によります休校措置要請があった2月27日から在庫の整理を始めたところ、災害対応用に備蓄されていたマスクは約16万枚ございました。これらは、全て東日本大震災の際、被災地としてのむつ市に全国の自治体から届けられたものの備蓄となっております。

このうち、高校に配布した分が600枚、当面の市の業務継続上必要な分として2万5,500枚、国の休校措置に伴うなかよし会等の対応として2,500枚、下北4町村に対して1万4,000枚、妊娠されている方や障がいをお持ちの方に対して3万7,400枚、むつ総合病院に対して3万6,000枚、また、今後予定しております保育施設等に配布する6,500枚を差し引きますと、本日現在、備蓄マスクの在庫枚数は約3万7,500枚となっております。

この約3万7,500枚のマスクについては、今後の本対応の長期化、市内での感染発生やその拡大、本対応の最中の地震など大規模災害の発生に備えると同時に、必要に応じて順次、必要とされる市民の皆様に配布してまいります。

また、そうした対応に加えて、青森県や国の要請に応じて、必要数を確保しながら他自治体の支援を行うことも検討してまいります。

現時点での市中でのマスク不足などを考慮いたしますと、重要事項と考えておりますのでご報告させていただいている次第であります。今定例会閉会後につきましては、措置の都度、議長にご報告申し上げたいと存じます。

次に、小中学校の休校及びなかよし会につきましては、3月10日、市内全小学校と中学校2校の現地視察を行い、各校長先生と今回の臨時休校の措置状況等についてヒアリングをさせていただきました。

残りの7校の中学校については、3月17日に訪問する予定であります。

訪問した小学校では、休校に当たっての児童生徒への指導内容として、年度末は児童にとって特に重要な時期であることから、まとめの指導と自宅学習の指導方針、また、休校中の過ごし方についてお伺いしております。

まとめの指導と自宅学習の指導については、全学校とも年度まとめの学習プリントやドリルを配

布し、家庭訪問や電話連絡を通じて学習の進捗状況のほか、生活面や健康面についても、その際に確認しているとのことでありました。

児童については特に卒業を間近に控えた6年生について、急な休校措置であったため変わった様子はなかったかと伺ったところ、さみしい思いはしていると感じているが、それぞれの学校で今回の休校措置について、しっかりと説明していただいたため、学校での混乱はなかったとのことでありました。

また、学習課題の評価方法については、自宅学習用の教材には答えや問題の解説を渡した上で、その他の課題と併せて、登校日や新年度において提出したものにより、評価や確認を行うということを多くの学校が実践しておりました。

そのほか、卒業式や修了式、離任式の実施についてであります。卒業式は全ての学校において規模を縮小するなどして実施いたします。修了式と離任式につきましては、小規模校については実施を検討しておりますが、大規模校については実施しない方向で検討しているようであります。ただし、これも現時点での状況であり、今後の感染症の拡大等の状況を見極めた上での対応となるとのことでありました。

3月に授業が実施できないことによる未履修箇所については、全ての学校で改めて登校日を設けることはせず、新学期の中で対応可能であると回答を得ております。一部の学校では、夏休みや冬休みを活用して授業時間を確保する必要があるとの回答も得ておりますが、6年生については、ほぼ全学校で未履修箇所はないとの報告であり、3時間ほど未履修箇所がある学校については接続する中学校に連絡して、その授業の中で実施するとの連絡を受けております。

また、放課後児童健全育成事業と臨時の児童預かりについても同じように各校の子ども達の様子

を校長先生とともに伺いました。

実施人数については、3月12日現在で、放課後児童健全育成事業は児童館を含めまして11校、343人、利用率約44%となっており、臨時の預かりは5校、17人となっております。

子ども達は、一様に落ち着いて通常どおりそれぞれ過ごしており、人数の多い学校については、子ども達のためにということで、校長先生が学校施設を開放して、快く受け入れていただいておりますので、通常のなかよし会・児童館に比べれば、利用率の観点からも施設の観点からも密集している状況は緩和されている様子でありました。

特に大規模校の校長先生方には、直接私から子ども達の感染拡大が起こらないよう体育館や図書室、空き教室などの学校施設の開放をお願いしたところ、各校とも十分に理解している様子であり、快く対応いただけるとのことであったと認識しております。

学校からは、マスク、消毒液の配布、登校日の設定に関する要望のほか、保護者から健康面を心配して子どもの外出に関するお問い合わせが多いとのことでした。

臨時休校を行うに当たっては、実効性を担保するため、児童生徒に対し基本的に自宅で過ごすよう学校から指導しておりますが、児童生徒の健康維持や運動不足、ストレスを解消するために、適度な運動や散歩したりすることを妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとっていただくことが重要であると考えております。

今後、どのような場合に外出等が可能かについては、文部科学省の指針を参考に、改めて校長会等を開催し学校と合意した上で、協議を進めてまいります。

校長先生方は、今回の総理による休校要請という基本方針を冷静に受け止め、現場レベルでの創

意工夫で子ども達の安全確保等に迅速かつ適切に対応していただいております、大変頼もしく感じております。

何よりも子ども達の日常を取り戻すことが大切であると考えておりますので、市当局、教育委員会、学校が家庭との協力のもとで、地域の理解を得ながら取り組んでまいります。

次に、市内経済への影響につきましては、非常に強い危機感を感じております。

自粛期間の更なる延長により、市内経済への損失は、ますます大きくなってきております。

事業者の方々からは、売上が減少する中で、従業員の雇用をいつまで維持できるのかといった不安や、融資を受けても、果たして今後返済していけるのかといった将来に対する不安がますます広がっており、市内相談窓口にはこれまでにない多くの相談が寄せられております。

市内相談窓口寄せられたご意見の一部を紹介させていただきますと、「売上の減少により従業員を休ませたいが、生活もあるのでそう簡単に休ませるわけにもいかず、シフトを調整して出勤させている。」「スクールバスの運休に加え、ツアー貸切バスが全てキャンセル。4月の学校行事や市内イベントも中止になり、大きな打撃を受けている。」「中国からの住宅建築設備が入ってこない。」「工事が先に進めない。」等となっております。

これを受け、むつ市としては市内の緊急経済対策として、令和2年度から予定しておりました「むつ市中小企業特別保証制度の限度額及び融資期間の拡充の年度内への前倒し」と、3月11日付けで指定された「青森県経営安定化サポート資金『災害枠』に対する保証料補助」について前倒しをして実施させていただきます。あくまでも融資でありますので効果は限定的だと認識しておりますが、まずは始めることが重要だと考えております

のでご理解賜りたいと存じます。

先に発表された、国の緊急対応策第2弾は、「強力な資金繰り対策」として、約1.6兆円の規模の融資・保証枠を確保するという内容でございましたが、資金繰りによる延命策だけでは十分でなく、今後の経済回復に向けた具体的な支援が必要となっていてまいりますので、国や県との政策連動を前提に、支援について断続的に検討実施してまいります。

今後も、市内経済の状況をしっかりと注視しながら、国に対しては、一日も早く市内事業者の経営の回復が図られるよう強く要望してまいりたいと存じます。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についての報告とさせていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国の方針等に基づき、市民の皆様の健康と命そして生活を守るため、速やかに対策を講じていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。14番原田敏匡議員。

○14番（原田敏匡） 1点だけお伺いいたします。

青森県経営安定化サポート資金「災害枠」に対する保証料補助についてですが、本当にここ二、三日で、むつ市はこの保証料補助に関して、今はまだ青森県のホームページには、対象の市町村にむつ市が明記されていなかったのですけれども、むつ市にはないのかという問合せが実際あって、今ちょっとタイムリーにこの政策ができるということで、非常に安心しているところであります。

事業者さん、かなり気にしているところでもありますので、ぜひ時期と、またその保証の内容が決まっているのであれば、お知らせいただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（大瀧次男） 産業雇用政策課長。

○経済部産業雇用政策課長勤労青少年ホーム館長
(小林睦子) 原田議員のお尋ねにお答えします。

今回令和2年3月11日で青森県経営安定化サポート資金「災害枠」に市のほうでも保証料の負担ということで連携することにしてはありますが、「経営安定枠」のほうとはまだ連携してはおりませんので、そちらのほうは今検討中でございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長(大瀧次男) 14番。

○14番(原田敏匡) そうすると、「災害枠」に対する保証料補助の詳細の内容をお伺いします。

○議長(大瀧次男) 産業雇用政策課長。

○経済部産業雇用政策課長勤労青少年ホーム館長
(小林睦子) 保証料の連携の詳細につきましては、何対何で市と青森県が保証料を負担するかというのはただいま協議中でして、まだそこは詳細は詰め切っていないのが今の現状でございます。

(「というか、ほかの自治体もそう
うなんでしょう」の声あり)

○経済部産業雇用政策課長勤労青少年ホーム館長
(小林睦子) そうです。

(「ほかの自治体も同じなのだ。
そこを説明して」の声あり)

○経済部産業雇用政策課長勤労青少年ホーム館長
(小林睦子) はい。「災害枠」に関しましては、ほかの自治体も今その保証の割合を調整しているところですので、そこはほかの自治体も同じ状況です。

○議長(大瀧次男) ほかに質疑ありませんか。2番工藤祥子議員。

○2番(工藤祥子) 学校が突然休校になって、学校給食のほうでも混乱が起きていると聞いていますが、むつ市の場合はそのような混乱とか、対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長(大瀧次男) 教育部長。

○教育部長(松谷 勇) 学校給食等の混乱という

ことが報道されておりますけれども、当市におきましては、2月28日の措置の段階で適切に対応しております、現在混乱というのはございません。

以上でございます。

○議長(大瀧次男) 2番。

○2番(工藤祥子) 混乱がないということで安心しましたが、経済的な影響というのはそれぞれ関連して起きていると思うのですが、それはつかんでいきますでしょうか。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

経済的な混乱というか、混乱というのがどういう意味かというのがありますが、経済情勢については各事業者に対してヒアリングをしておりますので、特に給食ということだけではなくて、市内全体で大変な状況にあるというのは先ほど報告申し上げたとおりでございます。

○議長(大瀧次男) ほかに質疑ありませんか。9番齊藤孝昭議員。

○9番(齊藤孝昭) 小中高校生の屋外活動についてお聞きしたいと思います。

文部科学省の指針によると、屋外活動一部解除というふうなことになってはいますが、先ほどの市長の答弁でいくと、今後検討するというふうな話でしたが、今後というのはいつなのか、そしてその決定事項はどういうふうにお知らせするのかを説明願います。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

ヒアリングをしてきた結果ですが、やはり校長先生方も当然のこととして、子供たちが家庭の中だけで過ごすということについては大変懸念が多かったと思います。ただ、一方で口をそろえて言っていたのが、それ以上に外に出て感染のリスクを広げる、あるいは感染するということが心配だということでもあります。

また、校長先生方のお話をお伺いしていると、生活指導というところにもかなり関心が高くなっていて、そういったところのバランスを取りながら、今後検討していくということになります。

来週中学校のほうに私ども回らせていただいて、その結果を踏まえて校長会を実施して、その外での過ごし方ということになるかと思いますので、恐らく措置が終わる26日の前までには何らかの形の方針をしっかりと明示させていただいて、それは学校を通じて各家庭に連絡をするということになるかと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（斉藤孝昭） 今市長は、26日というふうな日にちをおっしゃいましたが、実は3連休がありまして、もう休校になってから土日が2回、あしたから3回目の土日が来ます。外の運動を続けてやりたい人、または室内の競技をしている人、それぞれ条件は違いますが、でも屋外での活動では感染のリスクが少ないというふうな方針が出ていますので、そろそろ外での活動を一部条件をつけて認めるということの方針もできれば出してほしいというふうに私は思っています。そういうところも、校長会なり教育委員会なり配慮をお願いしたいなということを含めて市長はどういうふうに思っているのか。私は、スピード感、できればもっと早く判断してほしいというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 26日と申しあげましたのは、遅くとも26日までということですので、できるだけ早くにそうした方針を出したいというふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、未知のことの多い新型コロナウイルスということですので、その点は我々としても子供たちの健康、それから万が一の命に関わる問題だということも

ありますので、慎重に判断をさせていただきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第23 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第1号 むつ市手話言語条例から、日程第23 議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第11号及び議案第12号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（13番 佐賀英生議員登壇）

○13番（佐賀英生） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。理事者側から、地方

自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法を引用する条例について、条項の整理をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第4号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、本年4月からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する事項を定めるため、所要の条文整理をするものであり、主な改正内容は、サービスの宣誓方法について規則で規定することを追加するものである。なお、規則で規定する内容は、サービスの宣誓を行う方法として、会計年度任用職員自らが署名した宣誓書を提出すること等とするとの説明がありました。

これに対し委員から、会計年度任用職員へのサービスの宣誓等規則についての説明及び研修を行う時期についての質疑があり、理事者側から、現在任用されている臨時職員等については、既に説明会を実施し、制度について周知しており、新たに任用される職員については、任用通知後、4月1日までに研修等を開催してまいりたいとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、新たに任用される職員が制度の説明を受けることによって辞退するということも考えられるが、応募時における制度の周知についてはどうなっているのかとの質疑があり、理事者側から、募集要項において会計年度任用職員制度の内容等を提示しているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、公民館使用料について受益者負担の公平性の確保及び利用促進による地域コミュニティの活性化を図るため、使用料の時間区分を統一するほか、附属施設等の使用料を廃止するためのものである

との説明がありました。

これに対し委員から、午前9時から午後10時まで連続して使用できる全日区分があったが、これを廃止した理由について質疑があり、理事者側から、これまでは川内公民館と大畑公民館のみが合併協議により全日区分を規定していたが、市内の多くの公共施設等では午前、午後、夜間の3区分の規定をしており、これらの区分にまたがる使用については、合算する規定となっている。大畑公民館では、全日区分での使用料が合算額よりも低く設定されていたが、今回の改正で市内公民館の区分を統一するものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、使用料の区分の変更については、説明文等を掲示し、住民への説明をしっかりとって頂きたいとの意見がありました。

次に、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてですが、理事者側から、本年3月31日をもって三戸郡福祉事務組合が解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約について変更するため、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、これに対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第12号 新市まちづくり計画の変更についてですが、理事者側から、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を発行することができる期間が延長となったことから、引き続き合併特例債を活用するため、計画期間を延長し、令和6年度までの5年間とするほか、むつ市総合経営計画との整合性を図った計画内容に修正したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、新市まちづくり計画における財政計画と決算書の数値、例えば平成30年度の地方交付税が一致していないのはなぜかとの質疑があり、理事者側から、新市まちづくり計画における財政計画は、一般会計だけではなく、特別会計も含まれる普通会計ベースで作成していることから、一般会計決算書における数値と差異が生じるものである。地方交付税については、一般会計決算書において含まれていない臨時財政対策債を含んでいるため、差異が生じるものであるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第5号、議案第7号、議案第16号及び議案第17号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（11番 東 健而議員登壇）

○11番（東 健而） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬に、農地利用最適化交付金を活用して農地等の利用の最適化の推進に關す

る活動の実績及び成果に応じ年額報酬を支給するため条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例の変更点についての質疑があり、理事者側から、これまでは定額の月額報酬であったが、農地利用最適化交付金を活用することにより、実績及び成果に応じて加算した年額で報酬を支給するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、活動の実績及び成果が国の予算を超える活動をした場合の取扱いについて質疑があり、理事者側から、活動実績及び成果に応じて加算となる年額報酬配分は一月当たり7,000円が上限であり、その上限の金額で予算を積算しているため、超えることはないとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、住宅の明渡し請求時の支払い利息について、民法の改正に合わせて適用利率を改正するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第16号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより2,290万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を18億721万3,000円とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、建設事業費700万円の減額について質疑があり、理事者側から、むつ処理区の施設等更新工事の入札執行残であるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 令和元年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では451万3,000円

を、収入では727万円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では4億405万2,000円を、収入では3億9,315万1,000円をそれぞれ減額しているとの説明がありました。

これに対し委員から、工事の地域バランスについて質疑があり、理事者側から、現在は川内及び脇野沢地区の事業費が非常に大きいですが、今後は大畑地区においても地域計画等の中で整備を進めていきたいとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第1号から議案第3号及び議案第8号から議案第10号までについて、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市手話言語条例についてであります。手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進と手話の普及に努め、手話を使用しやすい環境を整えることにより、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今後の市の行事における

手話通訳の予定と手話通訳の専門員の増員に関する質疑があり、理事者側から、市主催行事における手話通訳は記念式典等の市長挨拶などを考えており、手話通訳の専門員については現在の設置手話通訳員1名体制とし、状況により市に登録している登録手話通訳者に対応していただくこととしているとの答弁がありました。

また別の委員から、通訳を学びたい方への機会の提供はあるのかとの質疑があり、理事者側から、体験講習会と手話奉仕員の養成研修講座を用意しているとの答弁がありました。

次に、議案第3号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。理事者側から、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準じ、所定の要件のもと、成年被後見人からの印鑑の登録申請の受付を可能とする等のため、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本改正後の成年被後見人の方の印鑑登録の可否判断について質疑があり、理事者側から、成年被後見人本人による申請であり、なおかつ後見人が同行する場合において印鑑登録ができるという判断基準が国から示されているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。都市計画公園の指定を受けたおおみなと臨海公園の有料の公園施設として、むつ市ウェルネスパーク及び本年9月に供用開始予定のむつ市総合アリーナを規定する等のため、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第9号 むつ市兎沢スキー場条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、本年3月31日をもってむつ市兎沢スキー場を廃止するためのものであるとの説明がありまし

た。

これに対し委員から、兎沢スキー場に関する土地の所有状況や今後の対応について質疑があり、理事者側から、市の土地の割合は50%程度で、民有地については17名の方から借用しており、今後、設備等の撤去を行い、状態が整った段階で返地するとの答弁がありました。

また、別の委員からは、兎沢スキー場のヒュッテの解体に関する質疑があり、理事者側から、ヒュッテについては敷地も含めて市の所有であることから、次年度以降、財政状況や利用の在り方等を勘案しつつ、検討していくとの答弁がありました。

次に、議案第10号 財産の取得についてであります。理事者側から、今年度予算において設定されている債務負担行為に基づき、むつ市総合アリーナに設置する収納ステージ等を購入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、備品として購入する椅子800脚の積算方法について質疑があり、理事者側から、アリーナを講演会や試合以外のイベント等で平面として利用する際、主立った使い方を考えた場合に必要な席数分を確保するものであり、今後、施設の使用状況や市民の要望等を踏まえ、必要に応じて対処していく予定であるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

訂正いたします。先ほど議案第3号の報告の中で「成年後見人」と申し上げましたが、正しくは「成年被後見人」でありますので、訂正させていただきます。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第18号から議案第25号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査

特別委員長。

（18番 鎌田ちよ子議員登壇）

○18番（鎌田ちよ子） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました、議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算から、議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日及び9日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算につきましては、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第24号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算及び議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました22議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（大瀧次男） まず、議案第1号 むつ市手話言語条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、総務教育常任委員

長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第3号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第4号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第7号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第8号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第9号 むつ市曳沢スキー場条例を廃止する条例について、民生福

祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第10号 財産の取得について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市総合アリーナに設置する収納ステージ等を購入するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第12号 新市まちづくり計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第16号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第17号 令和元年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算について、反対討論をします。

令和2年度むつ市予算案は、歳入に見合った財政規模への転換を図りつつ予算を編成したと述べております。財政を取り巻く状況はますます厳しいものとなるとも書かれています。その中でも、市民の“くらし”応援の事業が計上されていますが、もっともっと増やしていくことが求められています。昨年の消費税増税で、市民の暮らしが大

変になっているからです。市民の願いであったむつ市総合アリーナは、今年9月にオープンを迎えますが、2017年基本設計で総事業費44億9,000万円余りと示されていましたが、総額では54億968万円に増えました。社会情勢や市民の要望を受けてという答弁でしたが、身の丈に合ったものでしょうか。増額の幅があり過ぎます。また、埋立地への建設不安も消えていません。

また、今年度予算も原発核燃関連交付金が総額22億6,000万円、むつ総合病院の分4億1,000万円も含めると、総額26億7,000万円です。

先日東奥日報社加盟の日本世論調査会が2月29日と3月1日に世論調査を行い、深刻な原発事故があると思うと答えた人は84%でした。原発再稼働を進めていることに対し、56%は安全性が向上したとは思われない、63%は原発を段階的に減らし、将来的にゼロにすべきと答えています。原発などの安全神話は崩れ、サイクル路線は行き詰まり、トイレなきマンションであることがますますはつきりしてきています。

原発エネルギー、核燃サイクルに未来はなく、その交付金に頼ってはいけません。地域の自立的发展を目指す方向に力を入れるべきです。

令和2年度の予算案及び近年5年間の職員体制の経過を見ると、職員数は2016年では503人、現在485人と18人減っています。中身は、農業、漁業、畜産などの地域産業の職員減が13人も占めています。地域産業軽視の姿勢ではないでしょうか。困難であっても、この地の豊かな自然を生かした地域産業を重視し育てていく、そして予算もこつこつと積み上げていくべきと訴えて反対討論いたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第18号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入り

ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第24号 令和2年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第24 議案質疑、討論、採決

◇議案第27号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第24 議案第27号 令和元年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。11番東健而議員。

○11番（東 健而） 議案第27号 令和元年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

財政の予算の基本は、単年度で決済することです。この補正予算の説明では、3点の補正が提案されています。総務費から社会保障・税番号制度対応事業費で211万5,000円、農林水産業費では林道橋長寿命化対策事業費1,380万円、土木費では河川整備の目的で急傾斜地整備事業負担金を600万円増額し、合計2,191万5,000円の増額補正になっています。補正後の歳入歳出予算総額は380億6,943万2,000円、一般財源の補正ですが、見直しについてお伺いいたします。

まず、質疑の1点目ですが、社会保障・税番号制度対応事業費については、全て国庫補助の対象となり、その補助の当初1,280万3,000円の見込額を計上し、211万5,000円の補正がなされています。補正後の総額は1,491万8,000円で、この金額が地方公共団体情報システム機構へ交付金として交付されることになっています。そこで、4点伺います。

まず1点目ですが、手続と情報の安全対策についてであります。この制度が始まってから、相当年数がたっています。今までどのくらいの予算が

計上され、どのくらいの市民がこの制度の手続を終えたのか。また、お年寄りが多くなっています。手続し、亡くなった方々もおられることと思いますが、今回この金額で全ての市民が手続を終えられるのか、手続が未定の市民を把握し、どのくらいの市民が手続をすると考えているのか。個人情報に対する安全面の対策はどのようになっているかお伺いいたします。

2点目、市民負担についてであります。手続には写真も必要ですが、市民負担がないのか、市民への連絡はどのように行われるのか伺います。

3点目、この予算措置の根拠についてであります。どのくらいの市民が手続をすると考えて予算が計上されたのか。市民の中には、自分には関係ないと考えている人もおります。この予算はどのように見積もり、算定されたのでしょうか。

4点目、期限について、いつまでかかるのか。今後も予算が継続的に発生することはないのか。市民への周知と、この事業の完了見直しについてお伺いいたします。

次に、2点目、農林水産業費の林道橋長寿命化対策事業費についてですが、繰越明許追加補正がなされています。繰越明許費は、歳出経費のうち、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用する経費のことを指しますが、この補正に1,380万円が計上されています……

○議長（大瀧次男） 東健而議員に申し上げます。

簡潔に質疑はお願いいたします。

○11番（東 健而） このむつ地区では、2つの橋、川内地区では14の橋の林道橋長寿命化対策事業が行われることになっています。この場所と工事内容について、2点伺いますが、むつ地区の2か所と川内地区の14か所はどこか、場所をお知らせください。

次に、工事内容についてお尋ねいたします。今

年度に計画が立案なされたようですが、繰越明許の理由として林道橋の点検及び個別計画策定に時間を要したため、年度内事業完了困難……

○議長（大瀧次男） 東議員に申し上げます。

東議員は産業建設常任委員会の委員長ですので、内容を吟味してください。

○11番（東 健而） 同じ補正がなされていますが、追加予算が計上されることはないのか。この工事の予算措置の概要についてご説明いただきたいと思います。

次に、3点目ですが、河川費についての質疑ですが、この事業箇所についてもどこか明示されていません。場所をお知らせください。

○議長（大瀧次男） 東議員、産業建設常任委員長で、その質疑はちょっと。付託議案だったら……

○11番（東 健而） 分かりました。一応質疑の内容を届けていますので……

（「必要あって補正にしてんだから、そこをピンポイントで質問しねばだめだよ」の声あり）

○11番（東 健而） 以上の内容でございますけれども、この工事の内容と、これから幾ら、どのぐらいかかるのか、それだけでもお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） まず、社会保障・税番号制度対応事業費についてのお尋ねにお答えいたします。

マイナンバーカードの交付につきましては、平成28年1月から開始されておまして、これまでの通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の支出額は、平成27年度から平成30年度までの4年間の決算の合計で3,598万200円となっております。なお、全額国費での負担となっておりますので、当市の負担はございません。

また、マイナンバーカードの交付枚数につきましては、令和2年2月29日現在で8,116枚交付し、交付率は14.0%となっております。

次に、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金につきましては、マイナンバーカードの作成等を事務委任しております地方公共団体情報システム機構において、これらの事務の経費の総額を全国の各市町村が人口割で案分して、当機構に対し交付するものでありますので、このたびの補正により全ての市民の皆様がマイナンバーカードを発行するという趣旨ではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバーカードを取得されていない方の今後の取得見込みについてであります。国の交付率の想定値では、令和3年3月末には54.9%の方がマイナンバーカードを保有していると想定しておりますので、当市においてもこの国の想定に基づき、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでいくこととしております。

次に、個人情報に対する安全面の対策についてであります。市でマイナンバーを取り扱う際は取扱職員を限定し、特定個人情報へのアクセスを制限するほか、取扱職員に対し、研修の受講を義務づけるなど、職員の個人情報に関する意識向上にも努めております。

次に、マイナンバーカードの申請における市民の皆様様の費用負担についてであります。マイナンバーカードを希望される方は顔写真を添付して申請いただくこととなりますが、スマートフォン等のオンライン申請であれば、お手持ちのスマートフォン等で撮影して、そのまま申請いただけます。

郵送による申請の場合は、指定サイズの顔写真をご用意いただくこととなりますが、市民課では郵送時に送料がかからない封筒を用意しておりますので、ご利用いただければと存じます。

また、市民の皆様への連絡につきましては、作成後、地方公共団体情報システム機構から市に送付されますので、市民課からマイナンバーカードの交付日のご予約のお願いと交付に当たってお持ちいただくものなどを記載したご案内を通知しております。

次に、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の算出については、先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体情報システム機構において、これらに要する経費の総額を全国の市町村の平成31年1月現在の人口で案分した額となっており、当初見込んでいた額との差額を計上したものであります。

次に、本事業の見通しについてであります。出生した場合のマイナンバーの通知やマイナンバーカードの更新に係る事務も発生いたしますので、マイナンバー制度が続く限り今後も続いていくものと考えております。

また、市民の皆様への周知につきましては、マイナンバーカードは令和2年度の消費活性化策への取組に対する活用や、令和3年3月からの健康保険証としての利用開始など、国においてその活用方法が検討されておりますので、市におきましてもホームページ等の内容を充実させるなど、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 林道橋長寿命化対策事業の実施場所についてお答えいたします。

むつ地区におきましては、奥内字二又山地内及び字近川地内の計2か所となっております。

川内地区におきましては、川代地内にムジケ沢1号から4号、第2柳ノ沢1号橋及び柳ノ沢橋の6か所、館山下地内に館山下1号と2号、愛宕山1号橋の3か所、釜谷地内に栃木橋、サッカイ1号橋の2か所、八木沢地内に八木沢橋、襲川地内

に第2戸沢1号橋、片貝地内に神戸平橋の計14か所となっております。

次に、工事内容の説明についてお答えいたします。この事業の目的は、林道橋の損傷が軽微である早期の段階において予防的な補修を行うことで、大規模な補修や架け替えを回避し橋の長寿命化を図ることにあり、業務の内容といたしましては、市内の林道橋16か所の調査、点検を行い、長寿命化計画を策定するものであります。その結果、工事が必要となった箇所につきましては、計画に基づき実施してまいりたいと考えております。

なお、今回補正となりました理由は、1月30日の国の補正予算成立を受けてからの事業の執行であり、事業完了のための十分な期間を確保できないことや、冬期間林道に立ち入ることが困難であることなどを考慮し、繰り越すことといたしております。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 河川費のうち急傾斜地整備事業負担金についてのご質問にお答えいたします。

今回の補正の施工場所は、脇野沢九艘泊地区及び大畑釣屋浜地区の2地区で、工事の完成見通しは九艘泊地区は令和3年度、釣屋浜地区は令和5年度の完成を目指していると青森県より伺っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） ありがとうございます。これから工事にかかるのがまだまだ先というような答弁を頂きましたけれども、工事の先を見越して一つ要望しておきます。

最近災害が思いのほか大きくなっていますけれども、これからの台風や地震、各地で発生しているような大雨被害に耐え得るような頑丈な橋を建設していただくよう要望しておきます。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで東健而議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で議案第27号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 使用済燃料中間貯蔵施設 新税調査検討特別委員会 からの申し出

○議長（大瀧次男） 次は、日程第25 議案第26号の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第112条の規定により、お手元に配布いたしました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第243回定例会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会